加古川市産婦健康診査実施要綱

（目的）

第１条　産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後２週間、産後１か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（以下「産婦健康診査」という。）を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

（対象者）

第２条　産婦健康診査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、産婦健康診査を受診する日において、本市の住民基本台帳に登録されている産後８週未満の産婦（流産又は死産した者を含む）とする。

（実施主体）

第３条　産婦健康診査の実施主体は加古川市とし、市長が産婦健康診査の実施を委託した医療機関等（以下「委託医療機関等」という。）が産婦健康診査を実施する。

（受診券の交付等）

第４条　市長は対象者に対し、産婦健康診査の趣旨、内容、利用方法等を説明し、産婦健康診査受診券（様式第１号。以下「受診券」という。）を交付する。ただし、交付枚数は、対象者１人につき、２枚以内とする。

２　受診券の利用は、1回の受診につき１枚とする。

３　産婦健康診査を受診しようとする対象者は、受診券を委託医療機関等に提出して受診するものとする。

（産婦健康診査の実施）

第５条　産婦健康診査の実施内容は、次に掲げるものとする。

（１）生活環境、授乳状況及び育児不安等に係る問診

（２）悪露、乳房の状況及び子宮復古状況等に係る診察

（３）体重・血圧測定

（４）尿検査（蛋白・糖）

（５）エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等による判定

２　産婦健康診査の受診回数は、対象者１人につき２回以内とし、公費負担上限額は、１回につき５,000円とする。

３　産婦健康診査の時期は、概ね産後２週間及び１月が経過する日の前後に実施するものとし、遅くとも産後８週が経過する日の前日までに実施するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

４　委託医療機関等は、産婦健康診査の結果及び指導事項等を母子健康手帳に記入する。

（結果の報告）

第６条　委託医療機関等は、産婦健康診査を実施した対象者に対し、その結果に基づき適切

な指導を行うとともに、受診券のうち受診報告書に産婦健康診査の結果等を記入し、市長に遅滞なく報告するものとする。

2　委託医療機関等は、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等による判定の結果、産後うつ等の予防のため早期に支援が必要と判断される場合は、その旨をすみやかに市長に報告する。

3　市長は、前項に規定する報告を受けたときは、当該対象者に対し産後ケア事業、訪問指導等の必要な支援を行う。

（償還払い）

第７条　対象者が、委託医療機関等以外（以下「委託外医療機関等」という。）において産婦健康診査を受診したときは、1 回の受診につき 5,000 円を上限として、その費用を助成するものとする。

2　費用の助成を受けようとする対象者は、出産後 7 か月以内（末日が加古川市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する休日である場合は、その翌日を末日とする。）に、加古川市産婦健康診査費支給請求書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

（1）未使用の受診券

（2）産婦健康診査の結果が記載された受診報告書又は加古川市産婦健康診査受診結果報告書

（3）領収書（産婦健康診査の受診に係る委託外医療機関等が発行したもの）

（4）母子健康手帳

3　市長は、前項に規定する請求があった場合は、すみやかに内容の審査を行い、適当と認めるときは、支給決定後、30 日以内に助成金を支払うものとする。

（助成の決定の取消し及び返還）

第８条　市長は、偽りその他不正な手段により券の利用助成を又は助成を受けた者があるときは、その決定を取り消し、既に交付された助成金の返還を命ずることができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1　この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に出産した産婦に係る産婦健康診査について適用する。